

第5期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回数	第8回
日時	2017年9月20日（水）	13時30分	～ 15時20分
会場	中野区役所7階 第10会議室		
検討内容			
<p>◆会長あいさつ</p> <p>障害者総合支援法に基づく就労継続支援 A 型事業所の平均賃金が年々下落傾向にあり、近年は 7 万円を下回っている。このところ倉敷市、名古屋市、清須市、高松市で経営状況の悪化を理由に就労継続支援 A 型事業所が閉鎖し、400 人を超える解雇者も出ており、社会問題になってきたと危惧している。</p> <p>また、報酬改定の会議が始まっており、来年 4 月から創設される「自立生活援助」等のサービスについても協議がされている。様々な問題点が指摘されているようであるが、新しいサービスについても動向を見ながら中野区として取り組んでいきたい。</p> <p>1 相談支援機関会議報告（資料 1）</p> <p>◆第 39 回（6 月 28 日開催） 事例総数：26 件</p> <p>主な話題【モニタリングの頻度について】</p> <p>計画相談の作成率が上がり、利用者も増えている。モニタリングの回数は年に 1 回が多かったが、半年に 1 回、3 ヶ月に 1 回というケースも出てきている。</p> <p>◆第 40 回（7 月 26 日開催） 事例総数：33 件</p> <p>主な話題：【社会資源の情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみや資源を集積所まで持ち出すことが困難な方に対し、清掃事務所が玄関先まで何うごみの訪問収集がある。 ・精神障害で長期入院をされていた方の地域移行の事例をあげ、生活資金貸付制度（中野区社会福祉協議会）を紹介した。 <p>◆介護保険移行時の支援について（資料 1-5：相談支援機関会議課題抽出シート）</p> <p>（事務局）</p> <p>65 歳（2 号被保険者の場合は 40 歳）に到達した障害者が、サービスの適用関係から障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際の相談支援事業所の役割と移行時の支援体制について確認、検討していきたい。</p> <p>【現状】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 該当者には移行時の 1 年前に介護保険移行への案内をしているが、地域によって区のケースワーカーが説明をしたり、相談支援専門員が説明したりと統一性がない。 ② 該当者に今度の誕生日をもって介護保険へ移行するという案内通知を送っていなかった。今後は、こうした対応も必要ではないか。 ③ 介護保険への移行の進捗確認を区のケースワーカーが行うのか、委託相談支援事業所が行うのか整理していく必要がある。 ④ 居宅介護事業所のケアマネージャーへの情報提供のルールも決めていく必要がある。 			

◎中野区の介護保険への移行手順（資料 1-6）

（事務局）

【課題】

『移行 1 年前の案内の統一化』

- 介護保険移行者のリストを作り、関係機関に情報提供をする（障害福祉分野）
- 誰が該当対象者に案内をするか統一する。
→ 勘案事項調査時に対面して、介護保険制度を案内する。

『移行案内の送付』

- 移行対象者に給付担当者より文書で介護保険移行手順の案内を送付する。（誕生日約 3 ヶ月前）

『移行手続の進行確認と居宅介護支援事業者への情報提供ルール確認』

- 情報の発信を区のケースワーカーや相談支援専門員がどのようにしていくか具体的に役割分担をする。

【ケース別の詳細】

① 通常ケース

誕生日 1 ヶ月前に要介護認定を申請し、決定後に居宅支援事業所の作成したケアプランに基づきサービスが提供される。

② 重度訪問介護・非定型ケース

重度訪問介護の上乗せや居宅介護で基準より多く支給する場合はケアプランとサービス利用等計画の併用を検討していく。

③ 新規上乗せケース

65 歳になり特定疾患などで新たに介護保険サービスの上乗せをする方は、ケアプランだけでは対応することが難しいので、1 年間ケアプランとサービス等利用計画を併用しながら段階を踏んで移行させる。

④ 訓練等給付と居宅サービスを利用しているケース

訓練等給付に居宅サービスを盛り込んでケアプランを中心にサービスを提供する。

【その他】

- 要介護認定を受けて非該当になった方は、障害福祉サービスを利用することになる。
- 障害福祉サービス独自のサービス（同行援護、行動援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など）は、継続利用となる。

【課題解決に向けて】

（事務局）

介護保険移行時の支援について、区、すこやか障害者相談支援事業所、居宅介護支援事業所などの役割と連携方法について整理したい。

◎ ご本人を中心に介護保険に移行するための連携

(田中委員)

精神障害があり単身で車椅子生活をしている方がどのように介護保険サービスへ移行したか相談支援専門員がまとめた資料である。

65 歳になると人が変わるわけでも急に障害が重くなるわけでもないのに使えるサービスが変わる。介護保険の移行については 64 歳から 65 歳までの 2 年くらいの時間をかけて相談支援専門員から介護支援専門員への引き継ぎを緩やかにしていくことが必要ではないか。

《連携のポイント》

① 顔の見える関係作り（一緒に関わりながらお互いの特徴を知る）

→障害と介護 2 つの分野にまたがるため、情報発信を最初に誰がするのか、収集した情報をどこへ戻していくかを明確にする。また、突然介護支援専門員が現われることになるため、混乱がないようする。

② ダブルケアマネができるシステム作り（行政と一緒に考える）

→事務局（案）のケアプランとサービス利用等計画の併用が重なる部分である。関係者全員が顔を合わせる機会（支援会議）を定期的に行うことができるよう、会議の招集を誰がするのか明確にする。

③ 情報交換は丁寧にする（押し付け合いではなく一緒に考えるように）

→介護保険サービスが優位になってもサービスは引き続き使うことになる。事務局（案）では、1 年後にサービス利用等計画はフェードアウトしているが 1 年では解消されないのではという見通しも必要である。

《課題》

① 介護支援専門員と相談支援員の使っている用語が違うので、言語を一致させ相互理解をする。

② 障害特性を把握するために研修会や事例検討会を実施し、当事者が困らないように支援する。

《意見交換・要望》

・要介護認定の申請について

→中野区では要介護認定の申請は誕生日の 1 ヶ月前となっているが、1 ヶ月前は間に合わないケースが多々でてきている。現状では障害福祉サービスを 1 ヶ月伸ばして対応しているが、本来なら要介護認定は 3 ヶ月前から申請ができる。要介護認定手続きの見直しも必要ではないか。

・サービス利用等計画とケアプランの方向性の違いについて

→サービス利用等計画は本人の生きがいへの支援を大切に計画を立てるが、ケアプランは日常生活に必要な支援を中心に計画を立てる。生きがいへのプランは削られていく方向にあることが課題ではないか。

・民生委員は、訪問する時に調査票を渡され、介護保険の情報は知ることができる。しかし、その方が障害福祉サービスを利用していたとしてもその情報は、調査票には書いていない。障害サービスと介護保険の連携している場合には民生委員にも説明を頂きたい。

- 介護保険サービスが利用できても利用者負担額が発生することについてはどうか。
 - 長年障害サービスを使っている方が介護保険に移行する場合に発生する利用者負担について、何らかの軽減措置をとるような話が出ているが、どのくらいの期間障害福祉サービスを使っていればよいのかはまだ示されていない。
- 事業所を運営しており、65 歳を迎える方にどのように伝えれば良いかアウトラインを示して頂きたい。介護保険に入るからこそ出来ることや判断によってはできることを具体的に認識すると案内ができる。共生型サービスも含めて提示して頂きたい。
 - 全体会の委員に向けて勉強会を検討する。
- 指定特定事業者が計画相談をベースに関わりながら、すこやか相談支援事業所が勘案調査に入っている。
 - 基幹相談支援センターが高齢分野と障害分野と融合して関わり、すこやかや計画相談の位置付けを明確にして頂きたい。
 - 事務局（案）では、勘案事項調査時に介護保険制度案内をするとあるが、区の立場で担うことかすこやかに委託することかを明確にして頂きたい。
- 居宅介護や生活介護を受けている人は 65 歳になる時に介護保険への移行案内が自動的に来ているのか。介護保険非該当の場合は、介護保険サービスも受けられず障害福祉サービスも打ち切られてしまうのか。
 - 介護保険移行の案内は 1 年前よりしている。サービスの利用は個々によって異なるが生活介護の方も継続して利用している。
 - 該当対象者の誕生日より 1 ヶ月後まで障害福祉サービスを延長して要介護認定がおりてから切り替えるよう工夫をしている。
 - 障害福祉サービスを 1 ヶ月伸ばすことのメリットとデメリットがでている。1 ヶ月の猶予をおいても相談支援専門員と介護保険支援専門員は結果の見えないことで苦慮する。本人も不安な 1 ヶ月を過ごすことになる。区分によって大幅のプラン変更や医療保険（訪問看護）との関わりもあり調整が難しい。
- 国の制度と中野区の相談支援体制の現状と比較して、変えていくべきことの認識を共有化する。区内相談支援体制を介護保険に対して整理をしてから相談支援専門員が介護支援専門員と連携をすることを提案する。
- 基本的に児童と障害と高齢は 3 層になっているが、現状はワンストップですこやか相談支援事業所が受けることになっている。介護保険の橋渡しの説明と併せて計画相談の位置付けも整理して頂きたい。
 - 計画相談や勘案調査がどのように行われているか、すこやか相談支援事業所の役割を含めて中野区の相談支援体制を知る勉強会を設けて相談支援体制のあり方を再検討する。

2 相談支援部会報告（資料2）

◆第11回（7月19日開催）

障害者の権利擁護（権利主張）と差別解消法の活用というテーマで、グループホームの職員から事例を提供していただき討議した。

- ・入所者は職務上権限の多い生活支援員に嫌われたくないという思いが強く、利用者と事業者が対等な関係になることが難しい。その中でも、入居者の自己決定を尊重して接していきたいという思いを職員はもっているという意見が出た。

◆第12回（8月16日開催）

地域定着支援、地域移行支援の推進についてせせらぎ（猪狩氏）を招いて事例検討をした。

→地域定着支援は本人の希望と家族の支援を合わせて配慮することが大切であると意見がでている。

【部会からの提案】

→地域定着支援はすこやか相談支援事業所の一般相談でもしていることである。すこやかの委託相談の中から定着支援に係る相談内容を切りだしすこやかの事業としてはどうか。

《意見交換》

- ・地域定着支援には期限があるが、期限が過ぎても必要な方の対応はどうなっているか。
 - せせらぎに限れば、区の対応として延長が可能である。
 - 計画相談の中でサービス継続の必要性を明確にして、自立生活援助と地域定着支援を使い分ける必要がある。

3 地域生活支援部会報告（資料3）

◆第3回（6月13日開催）

社会福祉協議会（黒木氏）より成年後見制度の概要を説明を受け、部会員の事業所内における成年後見制度に関わる事例等を共有した。

◆第4回（7月13日開催）

3障害（身体・知的・精神）の理解をテーマにねこの手（小高氏）より地域での自立生活について説明を受け、また、サテライト型のグループホームについて城北地域活動センター（柴山氏）より事業所の取組みを発表した。さらに、せせらぎ（猪狩氏）より地域定着支援について説明を受け、事例検討をした。

◆第5回（8月8日開催）

入所施設とグループホームの違いテーマとし、10名のご家族に参加頂いた。江古田の森（小島氏）より資料提供があり発表をした。

◆第6回（9月12日開催）

10月12日開催の大家さん向けセミナーについて具体的な役割分担を話し合っている。皆様に積極的にご参加頂きたい。

4 就労支援部会報告（資料4）

◆第10回（7月18日開催）

昨年10月より始まった特別支援学校・障害者就労施設等連携事業の報告をした。

- ・特別支援学校では、在学中に企業の情報が得られるが、卒業後は情報が得にくくなっている。気軽につどえる場所や切れ目のない支援が必要ではないかとの意見があがっている。
 - ・就労継続支援B型事業所では、就労のノウハウを見習いたい、企業とのつながりを深めたい、区役所実習の充実させてほしい等の意見があった。
- 本人と家族の間に就労についての意識の差があることや本人及び家族の高齢化の実情を踏まえ、区役所実習のフォローアップを充実させ就労までのステップをわかりやすく伝えることや本人と家族を地域で連携して支えるしくみ作りが必要である。

5 居宅系事業者連絡会報告

今年度は連絡会を開催できていないが、11月以降で開催する予定である。障害福祉サービスから介護保険への移行は本連絡会でも話題にあがっている。今後ケアマネージャーとの交流会も含め企画をしていきたい。

6 施設系事業者連絡会（資料6）

◆第43回（6月29日開催）

中野区障害福祉会館で事業所見学を兼ねて開催。また、専門職との連携について事例検討をした。

→生活保護利用の通所者が介護保険に移行となる場合、通所者に介護保険の内容や申請手続を説明しサービスの提案をしたいが、相談窓口が明確でないと事業所の職員からあがっている。

→障害者相談支援事業所との連携など4つの事例が提供されたが、相談支援体制に関わる人が多いので、事業所内でも共有していきたい。

◀ 意見交換 ▶

- ・生活保護受給者が介護保険を利用すると1割負担はどうなるのか。
- 生活保護受給者の場合は保険料が生活保護費から支給されることになる。

7 その他

◆第4回 なかの地域福祉推進フォーラム（主催：社会福祉法人中野区社会福祉協議会）

日時：9月30日（土）13時30分～16時 会場：帝京平成大学 203教室

→実践報告では子供の課題、障害の課題、若年性認知症の課題を取り上げる。12月2日（土）に分科会を開催する。事前にFAXまたは電話で申し込み頂きたい。

◆ねこの手講演会 講師：三井 絹子氏（ライフステーション ワンステップ かたつむり）

日時：11月11日（土）14時～16時 会場：中野区産業振興センター 3階大会議室

→FAX、電話、メールで事前申し込み頂きたい。

◆（事務局）障害者差別ってなあに？（講師：野沢 和弘氏（毎日新聞論説委員））

日時：11月7日（火）14時30分～16時30分 会場：中野区産業振興センター 3階大会議室

→FAX、電話、メールで事前申し込み頂きたい。

◆「我が事丸ごと地域共生社会を考える」(提起：尾上 浩二氏 (DPI 日本会議副議長))

日時：10月28日(土)13時30分～16時 会場：中野区商工会館 大会議室

→参加費 500円

備考

次回日程 11月14日(火)13:30～ 中野区役所7階 第9会議室